

兵庫県稲美町農業委員会
令和4年5月定例会会議録

- 1 開催日時 令和4年5月25日（水）13時30分～14時30分
- 2 場 所 稲美町役場 本館3階 303会議室
- 3 議 事
報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出について」
⇒承認（1件）
報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（3件）
報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（専決処理）」⇒承認（3件）
議案第11号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）
議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」
⇒許可（1件）
議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（1件）
議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（6件）
議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」⇒決定
- 4 出席委員（13名）
1番・藤本勝彦 2番・坂本英正 3番・松尾和孝 4番・山口 透
5番・梅本成子 6番・上田尚秋 8番・坂元三郎 9番・井澤 守
10番・鳴瀬敏雄 11番・丸山治正 12番・大西寿々代 13番・福田 修
14番・高松幹博
- 5 欠席委員（1名）
7番・船岡重夫
- 6 事務局
局長 松本るみ子 課長補佐 中川 剛
- 7 議事録署名人
4番・山口 透 委員 5番・梅本成子 委員

8 議 事

事務局： ただいまから令和4年5月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会会長坂本が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第4条には、会議は会長が議長となり会議を運営するとの規定がございます。会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしく申し上げます。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員14人の内13人が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、本日の会議の議事録署名委員を、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、議長より指名いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、4番山口透委員、5番梅本成子委員の両名にお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしく申し上げます。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、報告第3号～第5号及び議案第11号～第15号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議 長： それでは、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。届出件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字上新田前

地 目： 田

面 積： 373㎡

賃貸人： 地元所有者

賃借人：地元農家
設定された権利：残存小作
解約理由：残存小作を解消するため
解約届出日：令和4年4月23日
解約成立日：令和4年4月23日
土地引渡時期：令和4年4月23日

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、合意による解約届けが農業委員会に提出され、既に受理しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第4号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」(専決処理)を議題といたします。届出件数は3件です。「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡6丁目(国岡東交差点北方)
地目：田(現況：雑種地)
転用面積：283㎡
申請人：地元農業者兼会社役員
転用目的：賃貸露天駐車場
土地利用計画：平成24年頃造成後碎石敷し、10台分区画する。
始末書。

専決処理：令和4年5月16日

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の賃貸露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年5月16日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町中村字そけ谷 田(現況：畑) 245㎡
田(現況：畑) 260㎡

(天満小学校北西方) 2筆合計 505㎡

申請人：地元所有者

転用目的：露天駐車場

土地利用計画：造成後、区画する。12台分。排水は、道路側溝へ。

専決処理：令和4年5月16日

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の露天駐車場への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年5月16日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号3」

所在：稲美町国安三丁目 田(現況：宅地) 62㎡

田(現況：宅地) 77㎡

(国安中公園西方) 2筆合計 139㎡

申請人：地元所有者

転用目的：住宅用地

土地利用計画：造成し、平成5年頃と平成25年頃に倉庫2棟建築済み。
始末書。

専決処理：令和4年5月9日

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年5月9日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長：それでは、報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(専決処理)」を議題といたします。届出件数は3件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号1」

所在：稲美町国岡5丁目(愛宕池西方)

地 目：田

転用面積：275㎡

設定する権利：使用貸借権

譲渡人：地元農家

譲受人：町外在住者

転用目的：一般個人住宅

土地利用計画：造成工事完了後、一般個人住宅1戸建築する。道路側溝あり。公共下水区域。「番号2」と合わせて開発行為許可通知書添付。

専決処理：令和4年5月9日

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、使用貸借権の設定を行う、一般個人住宅への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年5月9日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

次に、「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局：次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町国岡5丁目（愛宕池西方）

地 目：田

転用面積：883㎡

設定する権利：所有権

譲渡人：地元農家

譲受人：不動産業者

転用目的：住宅用地

土地利用計画：造成工事完了後、一般個人住宅6戸建築する。道路側溝あり。公共下水区域。

専決処理：令和4年5月9日

事務局：説明は以上です。

議長：説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
(意見、質問なし)

議長：特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年5月9日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。
次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町国岡6丁目	田（現況：畑）	1 3 3 m ²
	田（現況：畑）	2 8 2 m ²
（役場北方）	2筆合計	4 1 5 m ²

設定する権利：所有権

譲渡人：地元農業者兼会社役員

譲受人：不動産業者

転用目的：住宅用地

土地利用計画：造成工事完了後、一般個人住宅2戸建築する。道路側溝あり。公共下水区域。既設の倉庫・物置は撤去する。始末書。

専決処理：令和4年5月16日

事務局： 説明は以上です。

議長： 説明は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。
（意見、質問なし）

議長： 特に意見、質問がなければ、市街化区域内の農地の、所有権の移転を伴う、住宅用地への転用で、稲美町農業委員会として既に令和4年5月16日付けで受理通知書を送付しておりますので、ご了承願います。

議長： それでは、議案第11号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。
「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町加古字上新田中	（上新田集落内）
4筆合計	1, 3 1 6.55m ²

地 目：田（現況 宅地、雑種地）

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

昭和59年頃に申請者の父が住宅を建築。平成4年頃住宅用地を拡張し庭として使用してきた。現況雑種地の部分は、平成8年頃から駐車場として利用、現在に至る。平成11年4月21日に撮影した航空写真添付。

住宅用地部分は建築当時に許可済みと思われる。庭用地部分は拡張時に換地前の地番で許可済みと思われる。駐車場部分は過去に申請なし。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。現状において農業用水や周辺農地、道路への影響については特に問題はないとの報告がありました。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和4年5月20日13時30分～16時15分までの間、13番福田修農地担当副会長、2番坂本英正会長委員、8番坂元三郎委員及び事務局1名の計4名で申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請のあった家は旧家で昔から建っています。申請地4筆の内3筆はブロック塀に囲まれた住宅敷地内にあり、近隣への雨水等の影響はありません。駐車場になっている1筆は南に畦があり、雨水は既設のU字溝で北西に流れるので、農地へ侵入することはありません。承認しても問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成多数)

議長： 賛成多数ですので、「番号1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在：稲美町印南字西場	田	8 4 2 m ²
	田	1, 0 6 1 m ²
(百丁場池西方) 2筆合計		1, 9 0 3 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住農家

譲受人：地元農家

農機具：トラクター・田植機・コンバイン・農用自動車 各1台

栽培作物：水稲・野菜・果樹。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は田口委員です。許可しても問題ないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

13番・福田委員： 申請地の内1筆は既に水稻が植えられており、もう1筆は一部にビニールハウスがあり、ハウス内外には幾種類かの野菜が植えられていました。譲受人は地元の農家で問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

議長： それでは、議案第13号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町六分一字船引（船引池南）

地目： 田

面積： 330㎡のうち転用面積85.35㎡

申請人： 地元所有者

転用目的： 進入路

土地利用計画： 造成済み。平成17年頃隣接地に住宅を建築した際、建築基準法上の接道とは別に進入路を作った。始末書。残る農地は、転用予定の隣地よりバルブを移設し引続き耕作する。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。申請のとおり転用を認めても

農業用水・排水、道路や周辺農地への影響については問題ないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 申請地は、既に進入路として利用されています。問題になるのは給水バルブですが、このバルブを移設し残りの農地を耕作する予定です。排水も問題ないと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用が相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は6件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所在： 稲美町六分一字船引 (船引池南)

地目： 田

面積： 375㎡

移動する権利： 使用貸借権

譲渡人(貸付人)： 地元所有者

譲受人(借受人)： 町内在住者の譲渡人の子

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 北・西は農地、南は宅地、東は譲渡人所有の農地残し、専用通路で接道する。擁壁なしで造成し、住宅建築する。雨水は申請地南側水路へ放流、汚水は公共下水に接続する。

都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可申請書提出中。町所有用悪水路の公有土地水面使用許可書添付あり。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号1」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西委員です。農地へは多少日照の影響はあるかもしれないが、農業用水及び排水、道路への影響は特にないと

報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

13番・福田委員： 雨水は放流できる既設の水路があります。汚水は公共下水道に接続されます。用排水や道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

「番号2」から「番号4」については、私が小委員会の担当委員でありますので、議長を大西会長職務代理者と交代いたします。

大西会長職務代理者： 坂本会長に代わり、議長を務めさせていただきます。

「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所在：稲美町加古字北新田北	田	5 3 5 m ²
	畑	1 1 6 m ²
(北新田バス停西方) 2筆合計		6 5 1 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町内及び町外在住の所有者2名

譲受人：企業協同組合

転用目的：露天駐車場（同時に購入する宅地と一体で区画）

土地利用計画：造成後、砕石敷し転圧、防塵舗装する。雨水は、西側境界に排水溝及び北西角に会所新設し、北側の水路へ放流する。

事務局： 説明は以上です。

議長（代理）： 「番号2」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は本岡委員です。申請地は南が水路と町道、北側は水路、東側は水路と宅地、西側は住宅と農地に接しています。転用による影響はないとの報告をいただいています。

議長（代理）： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・坂本会長： 計画では西側の住宅と農地の境界にU字溝を設置し、全体的にも北西角に向かって水勾配をつけ、北の角から排水します。西側農地への給排水も確保されていることから、転用しても周辺農地や道路等への影響はないものと思います。

議長（代理）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代理）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号2」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（代理）： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在： 稲美町幸竹字池ノ下 （幸竹交差点南西方）

地 目： 田

面 積： 781㎡ の内 499㎡後日分筆

移動する権利： 使用貸借権

譲渡人（貸付人）： 地元所有者

譲受人（借受人）： 町外在住者の譲渡人の子と配偶者

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 北は住宅、西は北半分が残る農地、南半分が貸付人の住宅、南は道路、東は北半分が農地2筆（貸付人所有の農地あり）及び宅地。表土めくり砕石均し、転圧する。造成後住宅建築する。雨水は申請地南側水路及び西側に残る農地から水路へ放流、汚水は公共下水に接続する。

都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可申請書提出中

事務局： 説明は以上です。

議長（代理）： 「番号3」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。申請地は周囲のほとんどを宅地に囲まれている。転用後に残る農地への給水はなくなるが、従来から自家野菜の作付けだけなので問題はない。周辺農地、農業用排水、

道路等への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長（代理）： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・坂本会長： 雨水汚水の排水計画もあることから、転用しても周辺農地や道路等への影響は問題ないものと思います。

議長（代理）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代理）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号3」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（代理）： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号4」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号4」

所 在： 稲美町森安字広ヶ沢 （梶ヶ池南方）

地 目： 田

面 積： 203㎡

移動する権利： 使用貸借権

譲渡人（貸付人）： 地元農家

譲受人（借受人）： 町外在住者の譲渡人の子

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 西は住宅への進入路を挟んで農地、北・東は住宅、南は公衆用道路。申請地西側は擁壁新設し、造成後住宅を建築する。雨水は申請地南から水路へ放流、汚水は東側隣実家経由で公共下水に接続する。都市計画法第43条第1項の規定による建物の新築許可申請書提出中

事務局： 説明は以上です。

議長（代理）： 「番号4」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は米澤委員です。申請地は宅地と道路に囲まれており、転用しても周辺に与える影響は特になくと思われるとの報告をいただいています。

議長（代理）： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・坂本会長： 申請地は給水バルブのある農地で、果樹や野菜が植えてあ

りました。雨水や汚水の排水計画もあることから、転用しても周辺道路等への影響は問題ないものと思います。農業委員会としては給水バルブは撤去ですが、機械を洗ったりするのに残したいとのことでしたので、水利に相談するよう伝えました。

議長（代理）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議長（代理）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号4」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手、賛成多数）

議長（代理）： 全員賛成ですので、「番号4」は申請のとおり転用及び使用貸借権の設定について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。ここで、議長を坂本会長に戻します。

議長： これより、議長を務めます。

次に、「番号5」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号5」

所在： 稲美町中一色字大坪 （中一色特別指定区域）

地目： 田

面積： 102㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 町外在住所有者

譲受人： 不動産業者

転用目的： 露天駐車場

土地利用計画： 北は隣家住宅、西は譲受人所有の宅地、東・南は公衆用道路。樹木撤去、造成砕石敷し駐車場とする。雨水は一体利用する宅地と一緒に処理。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号5」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地は給水バルブが設置されていますが樹木が茂っており、周辺には農地はありません。転用しても農業用水及び排水、道路への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

8番・坂元三郎委員： 申請地は草木が繁っていました。申請地と一体利用す

る宅地について、雨水は既設の水路に流す計画です。汚水は公共下水に接続されます。周辺に農地はなく用排水への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号5」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号5」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に、「番号6」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号6」

所在： 稲美町中一色字大坪（中一色特別指定区域）

地目： 田

面積： 128㎡

移動する権利： 所有権

譲渡人： 地元農家

譲受人： 不動産業者

転用目的： 露天駐車場

土地利用計画： 西は譲受人所有の宅地、北・東・南は公衆用道路。樹木撤去、造成碎石敷し駐車場とする。雨水は、宅地と一緒に処理する。

事務局： 説明は以上です。

議長： 「番号6」について、地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は山田委員です。申請地は給水バルブが設置されていますが樹木が茂っており、周辺には農地はありません。転用しても農業用水及び排水、道路への影響はないと思われるとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

8番・坂元三郎委員： 申請地は草木が繁っていました。申請地と一体利用する宅地について、雨水は南側の既設水路に流す計画です。汚水は公共下水に接続されます。周辺に農地はなく用排水への影響はないものと

思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号6」の転用及び所有権の移転について、賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、「番号6」は申請のとおり転用及び所有権の移転について許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議長： それでは、議案第15号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「概要」

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 3件

申請筆数： 5筆

申請面積： 8, 326㎡

「各筆明細」

利用権を設定する申請者（借受者）： 3件

利用権を設定する申請者（貸付者）： 3件

申請筆数： 5筆

申請面積： 8, 326㎡

事務局： 説明は以上です。

議長： 地元の最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 最適化推進委員に調査依頼をしたものについては、特に問題はありませんでした。

議長： 委員方でご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長： 委員から意見、質問はありませんので、採決いたします。

農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、農用地利用集積計画は、原案のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和4年5月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調整する。

令和4年5月25日

議長 坂本英正

委員 山口透

委員 梅本成子